同上0.70以上0.80未満のもの	5.700（6.650）	−2.622（−2.679）
同上0.80以上0.90未満のもの	6.460（9.500）	−3.230（−4.959）
同上0.90以上1.00未満のもの	7.220（13.300）	−3.914（−8.379）
同上1.00以上のもの	8.360（13.300）	−5.054（−8.379）
指定都市にあつては、括弧内の率等とする。		

別表第一を次のように改める。

別表第一　法第13条に規定する補正係数の算定に用いる補正率等の表（第６条、第７条、第９条、第10条、第11条の２、第13条、第17条、第49条関係）

⑴　都道府県分

経費の種類	測定単位	補正率等
一　警察費	警察職員数	段階補正 測定単位の数値が3,052人以上のもの 3,052人　1.00 3,052人を超え5,000人までの数　0.98 5,000人を超え10,000人までの数　0.96 10,000人を超え20,000人までの数　0.93 20,000人を超える数　0.93 測定単位の数値が3,052人に満たないもの その団体の数値　1.00 3,052人に満たない数が1,052人までの数　0.02 同上1,052人を超える数　0.09
二　土木費 1　道路橋りょう費	道路の面積	密度補正 その団体の交通量 11,000台までの数　1.000 11,000台を超え13,000台までの数　1.088 13,000台を超え20,000台までの数　1.338 20,000台を超え30,000台までの数　1.544 30,000台を超える数　1.875 普通態容補正　1.000 ㈱　指定都市を包括する道府県にあつては、上記の率にそれぞれ0.001を加算した率とする。

寒冷補正

級地	寒冷度	積雪度	
		雪寒道路の面積	その他の道路の面積
4級地	0.086	0.855	0.000
3級地	0.053	0.598	0.000
2級地	0.032	0.369	0.000
1級地	0.019	0.212	0.000
無級地	0.000	0.212	0.000

備考　「雪寒道路」とは、前年の４月１日現在において、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第３条の規定によつて国土交通大臣が指定した道路をいう。以下同じ。

	道路の延長	寒冷補正

級地	寒冷度		積雪度		
	北海道	その他の都府県	雪寒道路の延長		その他の道路の延長
			北海道の区域内の国道及び開発道路	その他の道路	
4級地	0.117	0.123	0.090	0.179	0.000
3級地	0.068	0.072	0.060	0.120	0.000
2級地	0.053	0.056	0.041	0.082	0.000
1級地	0.038	0.040	0.017	0.034	0.000
無級地	0.000	0.000	0.017	0.034	0.000

2　港湾費	港湾における係留施設の延長	種別補正 国際戦略港湾　1.300 国際拠点港湾　1.300 重要港湾　1.000 地方港湾　0.620
3　その他の土木費	人口	段階補正 測定単位の数値が1,700,000人以上のもの 1,700,000人　1.00 1,700,000人を超え2,100,000人までの数　0.59 2,100,000人を超え2,500,000人までの数　0.60 2,500,000人を超え3,500,000人までの数　0.48 3,500,000人を超え6,000,000人までの数　0.45 6,000,000人を超える数　0.43 測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの その団体の数値　1.00 1,700,000人に満たない数が300,000人までの数　0.33 同上300,000人を超え600,000人までの数　0.35 同上600,000人を超え900,000人までの数　0.42 同上900,000人を超える数　0.50
		密度補正Ⅰ その団体の人口密度が250人以上のもの その団体の密度　1.00 その団体の人口密度が250人に満たないもの その団体の密度　1.00